平成２２年（フ）第４１８号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟1201号　ハイタウン塩浜
債務者　青木千代子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２３号
千葉県八千代市吉橋1060　愛生グリーンプラザ八千代、住民票上の住所千葉県船橋市夏見１丁目19番２―103号
債務者　庄子ふさ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２５号
千葉県市川市塩浜４丁目２番９棟301号　ハイタウン塩浜
債務者　竹之内幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２９号
千葉市中央区大巌寺町268番地
債務者　中美小百合
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４５号
千葉市若葉区貝塚町651番地
債務者　野中　甲司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５５号
千葉県船橋市藤原１丁目26番16―301号
債務者　鷲野　秀豊
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９３号
千葉県市原市青葉台１丁目９番地１　ファミール青葉台第２棟302号
債務者　菅原　隆紀
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０７号
千葉県市川市福栄２丁目１番１―218号サニーハウス行徳
債務者　石井　和恵
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０９号
千葉県市川市塩焼３丁目８番５号第一マルマン荘201号
債務者　熊谷　由雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１０号
千葉県市川市塩焼２丁目８番３―203号共栄ハイツ
債務者　七條伊津子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２２号
千葉県市原市鶴舞1054番地56
債務者　宜保　良樹
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５６号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―405号
債務者　橘田　明子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
長野県諏訪郡原村18640番地、前住所長野県茅野市宮川5010―111県住Ｂ―34
債務者　秋山　秀美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６３４号
名古屋市名東区牧の原３丁目1202番地　ステップフィールド404号
債務者　加藤　寛信
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１３号
名古屋市東区大曽根２丁目５番８号　シャトー森下２Ａ号
債務者　日比野雅子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６７号
名古屋市中区千代田２丁目25番13号　ダイアパレス上前津401号
債務者　鈴木　好美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６３号
愛知県春日井市桃山町３丁目89番地４
債務者　杉本フクヱ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部